

Network Support Services 利用規約【現改比較表】 2021年2月24日現在

～2021年2月23日

2021年2月24日～

Network Support Services 利用規約

Network Support Services 利用規約

第1章～第5章 (略)

第6章 損害賠償等

第25条 (略)

(免責)

第26条

1～4 (略)

第7章 雑則

(承諾の限界)

第27条 当社は、契約者から契約内容の変更等の請求があった場合に、その請求を承諾することが困難なとき又はNSSに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、[この約款](#)において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第28条～第41条 (略)

(特約)

第42条 [この約款](#)の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第8章 (略)

別記 (略)

第1章～第5章 (略)

第6章 損害賠償等

第25条 (略)

(免責)

第26条

1～4 (略)

5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第7章 雑則

(承諾の限界)

第27条 当社は、契約者から契約内容の変更等の請求があった場合に、その請求を承諾することが困難なとき又はNSSに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、[本規約](#)において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第28条～第41条 (略)

(特約)

第42条 [本規約](#)の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第8章 (略)

別記 (略)

～2021年2月23日

2021年2月24日～

サービスメニュー及び利用料金に関する規程

1 (略)

2 サービスメニュー

N S Sにおいて提供するメニューは、下表のとおりとします。

カテゴリ	メニュー項目		内容
(略)	(略)		(略)
セキュリティ	タイプ1 (その他)	(略)	(略)
	タイプ2 (v U T M)	設定代行サポート	契約者からの依頼に基づき当社がU T M機能 (当社のUniversal One サービス契約約款に定める付加機能 (インターネット接続機能のU T M型に限ります。)又は当社のI P通信網サービス契約約款に定める第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-v U T Mをいいます。以下同じとします。)の設定を代行するもの
		カスタマサポート	U T M機能に係る契約者からの問合せに対応するもの
		マネージドベシックサポート	U T M機能に係る設計支援及び設定代行 (設定代行サポートに係るものを除きます。)を行うもの
	マネージドプロサポート	U T M機能に係る設計支援及び設定代行 (設定代行サポートに係るものを除きます。)を行うものであって、マネージドベシックサポート以外のもの	

サービスメニュー及び利用料金に関する規程

1 (略)

2 サービスメニュー

N S Sにおいて提供するメニューは、下表のとおりとします。

カテゴリ	メニュー項目		内容
(略)	(略)		(略)
セキュリティ	タイプ1 (その他)	(略)	(略)
	削除		

～2021年2月23日

2021年2月24日～

	タイプ3 (CBS I G)	通知サービス	セキュリティ情報等を契約者に通知するもの
		サポートサービス	当社の Universal One サービス契約約款及び Arcstar Universal One サービス提供条件書に定めるセキュアインターネットゲートウェイ機能の設計及び設定等を代行して行うもの
(略)	(略)		(略)

[削除](#)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 利用料金

3-1 (略)

3-2 料金額

3-2-1 利用料金

(1)～(4) (略)

(5) セキュリティに係るもの

ア (略)

イ [タイプ2に係るもの](#)

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
設定代行サポート	1の申込みごとに	10,000円 (11,000円)
カスタマサポート	Universal One サービス契約約款に定める1のVPNグループ又はIP通信網サービス契約約款に定める1の契約者回線等ごとに月額	10,000円 (11,000円)
マネージドベーシックサポート	UTM機能の設計支援に係るもの	10,000円 (11,000円)
	Universal One サービス契約約款に定める1のVPNグループ又はIP通信網サービス契約約款に定める1の契約者回線等ごとに月額	

3 利用料金

3-1 (略)

3-2 料金額

3-2-1 利用料金

(1)～(4) (略)

(5) セキュリティに係るもの

ア (略)

イ [削除](#)

～2021年2月23日

2021年2月24日～

	下記以外の設定 代行に係るもの	1の申込みごとに	20,000円 (22,000円)
	利用の開始に関 する設定代行	1の申込みごとに	100,000円 (110,000円)
マネージド プロサポー ト	U T M機能の設 計支援に係るも の	Universal One サービス契 約約款に定める1のV P N グループ又はI P 通信網サ ービス契約約款に定める1 の契約者回線等ごとに月額	20,000円 (22,000円)
	下記以外の設定 代行に係るもの	1の申込みごとに	20,000円 (22,000円)
	利用の開始に関 する設定代行	1の申込みごとに	別に算定する金額

備考

- 1 契約者は、第18条（料金の支払義務）にかかわらず、このサービスの提供を開始した日（その日にU T M機能を提供していない場合は、U T M機能の提供を開始した日とします。）を含む料金月の翌料金月から起算して、このサービスの廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金等の支払いを要します。
- 2 当社は、このサービスに係る料金のうち月額で定める料金については、日割し
ません。

ウ タイプ3に係るもの

<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
通知サービス		1のセキュアインターネット トゲートウェイごとに月額	別に算定する金額
サポートサービス	Gold	1のセキュアインターネット トゲートウェイ及び当社が 別に定める単位ごとに月額	別に算定する金額
	Silver	1のセキュアインターネット トゲートウェイごとに月額	別に算定する金額

ウ 削除

～2021年2月23日			2021年2月24日～
	<u>Bronze</u>	<u>1のセキュアインターネットゲートウェイごとに月額</u>	<u>別に算定する金額</u>
<u>備考</u>			
<p><u>1 当社は、このサービスに係る区分及びプランの変更の請求があったときは、料金月の初日からその変更を適用します。</u></p> <p><u>2 契約者は、第18条（料金の支払義務）にかかわらず、このサービスの提供を開始した日から起算して、NSS契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日とNSS契約の解除があった日が同一の料金月であった場合は、その提供を開始した日からその料金月の末日までの期間とします。）に相当する料金の支払いを要します。</u></p>			
<p>(6) (略)</p> <p>3-2-2 (略)</p>			
<p><u>附 則（令和3年2月18日 D P Sサ第00745364号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年2月24日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているセキュリティのタイプ2（v U T M）又はタイプ3（C B S I G）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>			